



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和元年7月12日
厚生労働省北海道労働局
職業安定部訓練室

道内で就労する外国人のカテゴリー（総数約2万1千人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約3.8千人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約2.7千人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約10.4千人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約0.4千人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約3.7千人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 **3年間** ⇒ **5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)**・**複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

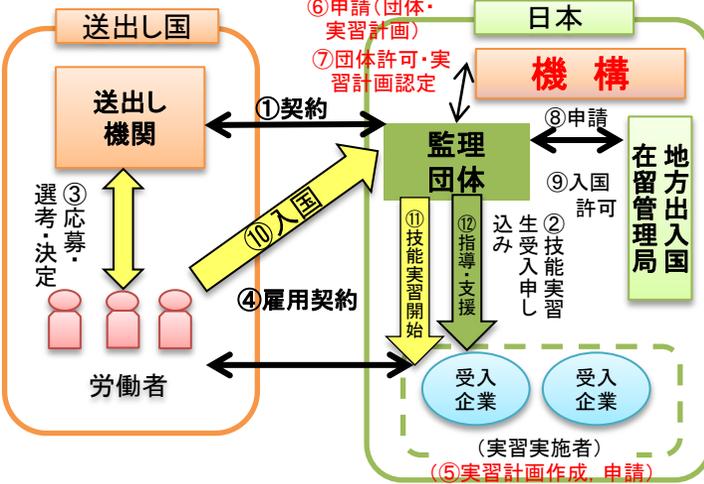
【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

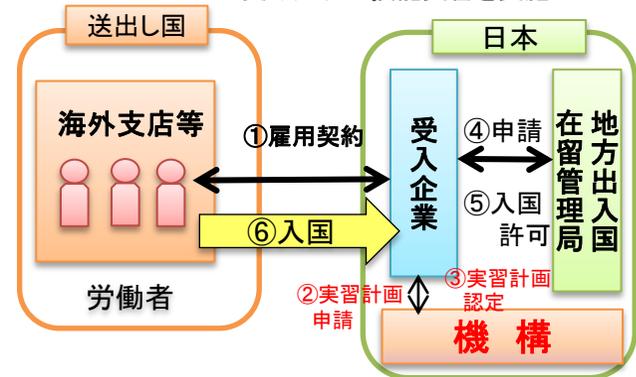
⑥申請（団体・実習計画）

⑦団体許可・実習計画認定

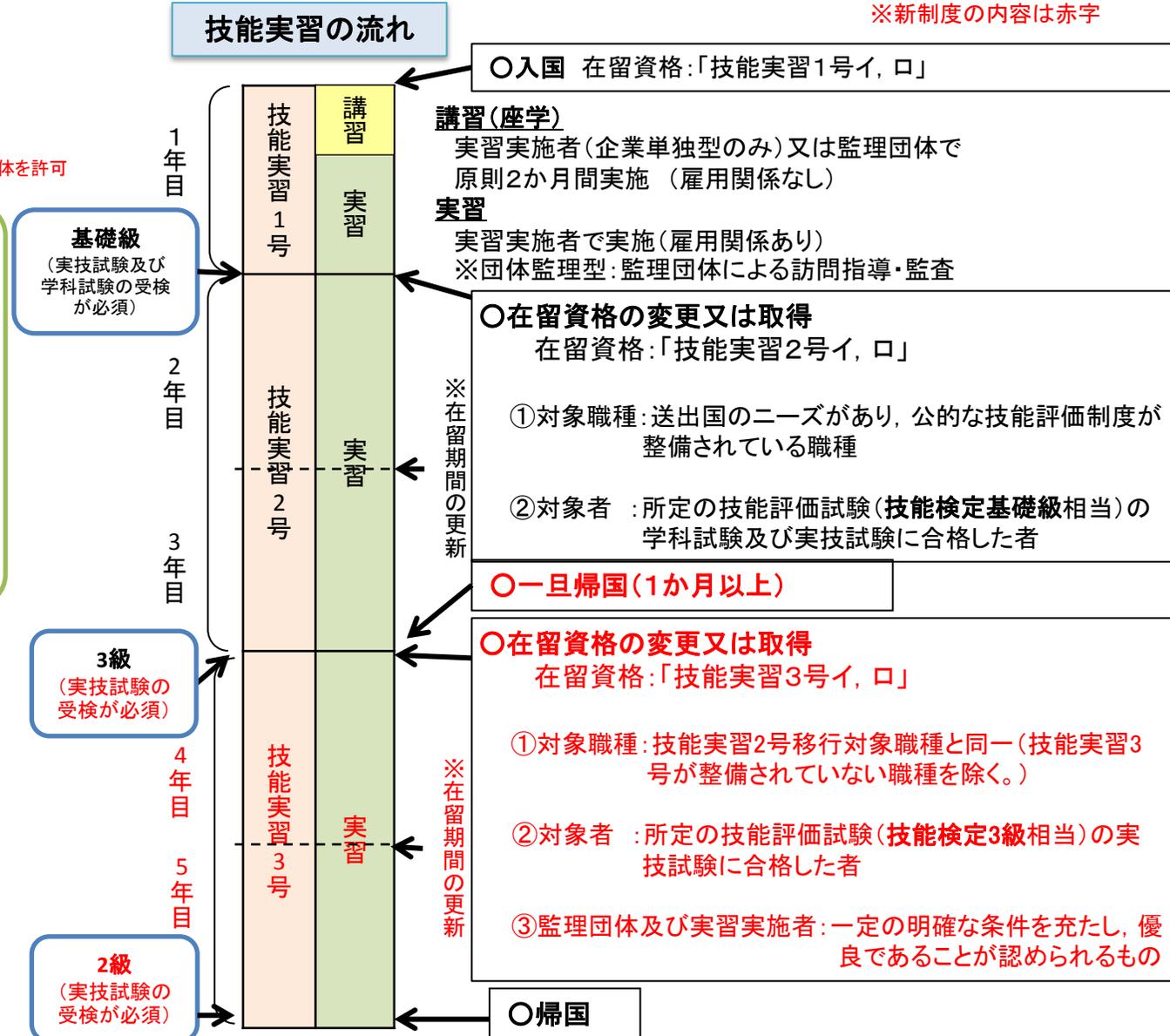


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型:監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種:送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者:所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種:技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者:所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者:一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

○帰国

基礎級
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

3級
(実技試験の受検が必須)

2級
(実技試験の受検が必須)

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (平成31年3月14日時点 80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金△
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーベット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め 築炉△

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名
食品製造業●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	水産練り製品製造
	牛豚肉処理加工業●
食品製造業●△	かまぼこ製品製造
	牛豚部分肉製造
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
	そう菜加工
	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●△	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
	婦人子供服製造
紳士服製造	紳士既製服製造
	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
	寝具製作
カーベット製造●△	寝具製作
	織じゅうたん製造 タフテッドカーベット製造 ニードルパンチカーベット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
	構造物鉄工
鉄工	機械板金
工場板金	電気めっき
めっき	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
仕上げ	機械組立仕上げ
	機械検査
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況：計13カ国
(H31.3月時点)

ベトナム (H29.6月)，カンボジア (H29.7月)，インド (H29.10月)，フィリピン (H29.11月)，ラオス (H29.12月)，モンゴル (H29.12月)，バングラデシュ (H30.1月)，スリランカ (H30.2月)，ミャンマー (H30.4月)，ブータン (H30.10月)，ウズベキスタン (H31.1月)，パキスタン (H31.2月)，タイ (H31.3月)

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣等

地方出入国在留管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

職業安定部訓練室の業務

<p>①主務大臣の職員として監理団体、実習実施者等に対する立入検査の実施</p>	<p>外国人技能実習機構の現地検査が拒否された場合等には、労働局(訓練室)の職員は主務大臣の職員として、機構の現地検査に同行する形で、立入検査を行う。</p>
<p>②監理団体からの通報の受理</p>	<p>監理団体は、傘下の実習実施者が、技能実習に関し労働関係令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、当該実習実施者に対し、是正のために必要な指示を行わせた上で、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。 労働局(訓練室)は、当該通報事項を取りまとめる。</p>
<p>③技能実習生からの申告の受理</p>	<p>実習実施者、監理団体等が技能実習法令に違反する事実がある場合に、技能実習生は主務大臣に申告することができる。 申告は外国人技能実習機構が行う母国語相談でも受け付けるが、厚生労働本省のほか労働局(訓練室)においても申告を受理する。</p>
<p>④地域協議会の開催</p>	<p>技能実習制度の適正化に向け、地域の課題の共有、当該年度の取組方針の協議、関係行政機関の連携の確保・強化を目的に、毎年6月頃に地域協議会を開催する。 本協議会の開催に当たり、労働局(監督課、訓練室等)が事務局を担当する。</p>